

令和2年6月17日

各社会福祉法人代表者様
各指定障害福祉サービス事業所管理者様
各指定障害児通所支援事業所管理者様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」に係る
保育所等の保護者に向けた周知について（依頼）

このことについて、令和2年6月15日付けで、厚生労働省から別紙のとおり事務連絡がありました。

新型コロナウイルスの影響による保育所等の臨時休業等に伴い、利用する児童の保護者のうち、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことで、仕事ができなくなっている方（一定の要件を満たす）への助成金等について、対象期間等の延長と上限額等の引上げが行われています。

については、別添のリーフレット（厚労省ホームページに掲載）を配布するなど、利用する児童の保護者に周知してください。

1 助成金等概要

(1) 小学校休業対応等助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

(2) 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

2 保育所等の一覧

保育所，児童発達支援センター，児童心理治療施設（通所に限る），児童自立支援施設（通所に限る），認可外保育施設，家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業，一時預かり事業，放課後児童健全育成事業，病児保育事業，子育て援助活動支援事業，子育て短期支援事業，放課後等デイサービス，児童発達支援又は医療型児童発達支援を行う施設（児童発達支援センターを除く。），延長保育事業，短期入所サービスを行う施設，日中一時支援事業を行う施設，地域活動支援センター等

3 申請先

学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）

4 支援金の額

(1) 小学校休業対応等助成金

4月1日以降の支給対象日（有給の休暇を取得した日）について、1労働者につき、1日当たりの支給上限額8,330円から15,000円に引き上げ

(2) 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

4月1日以降の支給対象日（仕事を取りやめた日）について、1日当たりの支給額を4,100円から7,500円に引き上げ

5 対象期間

令和2年9月30日まで（令和2年6月30日までの対象期間を延長）

6 受付期間

令和2年12月28日まで

【参考 厚生労働省ホームページ】

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pag_eL07_00002.html

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金

（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については、上記リンク先に掲載しています。

担 当 指導検査グループ

電 話 082-513-3158（ダイヤルイン）

（担当者 若林）